



# 島根県報

平成27年12月15日（火）

第2,760号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成27年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
港湾施設の概要の一部改正	(港 湾 空 港 課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	4
土砂災害特別警戒区域の指定	(       "       )	4
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(       "       )	4

### 【公 告】

平成27年度クリーニング師試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	5
農用地利用配分計画の認可の申請	(農 業 経 営 課)	5
建築士等を対象とする講習の指定	(建 築 住 宅 課)	5

### 【人委規則】

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則		6
---	--	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第800号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成27年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 募集種目**

自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）

**2 応募資格**

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

**3 応募締切**

- (1) 平成28年1月15日（金）
- (2) 平成28年2月5日（金）
- (3) 平成28年2月26日（金）

**4 試験期日**

- (1) 平成28年1月16日（土）
- (2) 平成28年2月6日（土）
- (3) 平成28年2月27日（土）

**5 試験会場**

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

**6 試験科目**

- (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
- (2) 口述試験・適性検査・身体検査

**7 採用予定日**

採用予定通知書により通知する。

**8 問合せ先**

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

---

**島根県告示第801号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡石見土地改良区の定款変更を平成27年12月4日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第802号**

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月15日

---

16 来居港の表を次のように改める。

16 来居港（地方港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 〔 図 面 対 象 番 号 〕	数 量	能 力
外郭施設	防波堤	来居1号防波堤	B-1-2	80m	
		来居2号防波堤	B-1-3	20m	
		沖1号防波堤	B-1-4	180m	
		来居3号防波堤	B-1-5	70m	
		来居4号防波堤	B-1-6	24.5m	
		沖2号防波堤	B-1-7	55m	
		来居5号防波堤	B-1-8	25m	
		沖3号防波堤	B-1-9	80m	
	護岸	向浜護岸	B-5-2	42.5m	
		1号護岸	B-5-3	13.5m	
		道路護岸	B-5-5	27.5m	
2号護岸		B-5-6	75m		
係留施設	岸壁	1号岸壁	C-1-1	153m	-5.5m
		2号岸壁	C-1-2	105m	-6.5m
		3号岸壁	C-1-3	30m	-6.5m
		4号岸壁	C-1-4	145m	-6.5m
	物揚場	1号物揚場	C-6-1	70m	-2.0m
		2号物揚場	C-6-2	65.3m	-2.0m
		3号物揚場	C-6-3	125.5m	-3.0m
		1号船揚場	C-7-1	27m	-2.0m
臨港交通施設	臨港道路	来居1号臨港道路	D-1-1	4m×250m	
		フェリー臨港道路	D-1-2	6m×20m	
		来居2号臨港道路	D-1-3	6m×425m	
		来居3号臨港道路	D-1-4	6m×90m	
		来居4号臨港道路	D-1-5	6m×178m	
	駐車場	駐車場Ⅰ	D-4-1	310㎡	
		駐車場Ⅱ	D-4-2	4,250㎡	
航行補助施設	航路標識	大島灯台	E-1-1	1基	
		来居1号標識灯	E-1-2	1基	
		来居2号標識灯	E-1-3	1基	
荷さばき施設	荷さばき地	来居港荷さばき地	F-4-1	273㎡	
旅客施設	待合所	来居港旅客上屋	G-4-1	300㎡	
保管施設	野積場	来居港野積場	H-2-1	2,150㎡	
		来居港2号野積場	H-2-2	1,707㎡	

## 島根県告示第803号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 区域の名称 福浦（東郷）
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町東郷赤地30番	1号
〃 29番	2号及び3号
〃 1番1	4号及び5号
〃 1番3	6号
〃 5番6	7号及び8号
〃 25番1	9号

## 島根県告示第804号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称  
急傾斜地の崩壊  
太田
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第805号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称  
急傾斜地の崩壊

太田

## 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成27年11月13日に実施した平成27年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1、2、3、4、5

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市古曾志町1168外1筆
農業生産法人 ライスフィールド 有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市西浜佐陀町841外4筆
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市東出雲町掛屋字巖石225-3外1筆

## 2 申請年月日

平成27年12月4日

建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱（平成27年島根県告示第747号。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定により、次の建築士等を対象とする講習の指定をしたので、要綱第12条第1項の規定により公表する。

平成27年12月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 実施法人の名称及び住所

一般社団法人 島根県建築士事務所協会

松江市北田町35番地3

## 2 定期講習又は特別講習の別

定期講習

## 3 講習の名称

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理講習

## 4 対象者

建築士事務所の開設者及び管理建築士

5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

(1) 実施頻度

年1回

(2) 実施時期

原則として12月から翌年2月までの間

(3) 実施期間

1日間

6 講習の実施地

受講者数、利便性を考慮して、原則として1以上の地において開催する。

## 人 事 委 員 会 規 則

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第29号

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の項の次に次のように加える。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）	第18条	特殊勤務記録簿及び呼出記録簿の作成及び保管並びに特殊勤務記録簿及び呼出記録簿への必要な事項の記入
--	------	--

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。